

同条第六項第二号中「掲げる」を「規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改める。

第三十七条の十四の三の見出し中「外国親法人株式」を「外国親法人株式等」に改め、同条第一項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に、「。次項及び」を「。次項、第三項及び」に、「該当する場合には、」を「該当する場合には」に、「次項、第六項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に、「該当する場合には、」を「該当する場合には」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、「特定分割型分割」の下に「特定株式分配」を加え、「」又は「を」を「」、外国完全子法人株式又は」に、「（第三項）を」（第四項）に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」及び「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第三十七条の十四の三第六項」を「第三十七条の十四の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第三号中「もの」の下に「（当該外国分割承継親法人株式が同条第十二号の二に規定する分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有す

る当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。」を加え、同項第六号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 特定株式分配 法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配で、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の株主等に外国完全子法人株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該外国完全子法人株式が当該現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。

六 外国完全子法人株式 法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（外国法人に限る。）の株式をいう。

第三十七条の十四の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に、「及び」を「特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株

式及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行つた特定株式分配により外国完全子法人株式（当該非居住者が恒久的施設管理株式に対応して交付を受けるもの（第五項において「恒久的施設管理完全子法人株式」という。）を除く。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

第三十七条の十四の四第一項中「前条第五項第一号」を「前条第六項第一号」に、「には、」を「には」に改め、同条第二項中「前条第五項第三号」を「前条第六項第三号」に、「前条第五項第四号」を「前条第六項第四号」に、「には、」を「には」に改め、同条第三項中「前条第五項第五号」を「前条第六項第五号」に、「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に、「適格株式交換に」を「適

格株式交換等に」に、「同条第十二号の六の四」を「同条第十二号の六の三」に、「同項第六号」を「同項第八号」に改め、同条第四項第二号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改める。

第三十九条第七項中「同条第一項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に改める。

第四十条の三の四第一項中「非居住者に係る」を「租税条約の」に、「に対し」を「又は国税庁長官に対し」に改める。

第二章第四節の三の節名及び同節第一款の款名中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改める。
第四十条の四の前の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用

対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数又は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 居住者の外国関係会社に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該居住者

イ その有する外国関係会社の株式等の数又は金額（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の株式等の数又は金額の合計数又は合計額が当該外国関係会社の発行済株式

又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。次項、第六項及び第八項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうちに占める割合

ロ その有する外国関係会社の議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。ロ及び次項第一号イ(2)において同じ。）の数（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ハ その有する外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額が当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

二 外国関係会社との間に実質支配関係がある居住者

三 外国関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の他の外国関係会社に係る第一

号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該居住者（同号に掲げる居住者を除く。）

四 外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である一と同族株主グループ（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者及び当該株式等を直接又は間接に有する者との間に実質支配関係がある者（当該株式等を直接又は間接に有する者を除く。）のうち、一の居住者又は内国法人、当該一の居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある者及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。）に属する居住者（外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる居住者を除く。）

第四十条の四第二項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 次に掲げる外国法人をいう。

イ 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者をいう。）及びロに掲げる外国法人（イにおいて「居住者等株主等」という。）の外

国法人に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の五十を超える場合における当該外国法人

- (1) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有株式等保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有株式等保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

- (2) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有議決権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の議決権の数とその総数のうちに占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有議決権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の議決権の数とその総数のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

- (3) 居住者等株主等の外国法人（口に掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有請求権保有割合

(居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合をいう。) 及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有請求権保有割合 (居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合として政令で定める割合をいう。) を合計した割合

ロ 居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人

第四十条の四第二項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「特定外国子会社等」を「特定外国関係会社又は対象外国関係会社」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。

イ 次のいずれにも該当しない外国関係会社

(1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している

外国関係会社

(2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域 (以下この項、第六項及び第八項において

「本店所在地国」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社

ロ その総資産の額として政令で定める金額（ロにおいて「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社にあつては、総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合）が百分の三十を超える外国関係会社（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第六項において同じ。））、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係会社に限る。）

ハ 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社

三 対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（ロにおいて「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（ロにおいて「事業持株会社」という。）並びに航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすものを除く。）でないこと。

ロ その本店所在地国においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務。ハにおいて同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐることのいずれにも該当すること。

ハ 各事業年度においてその行ふ主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。） その事業を主として当該外国関係会社に係る

前項各号に掲げる居住者、当該外国関係会社に係る第六十六條の六第一項各号に掲げる内国法人、当該外国関係会社に係る第六十八條の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地国（当該本店所在地国に係る水域で政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

第四十条の四第二項第五号及び第六号を次のように改める。

五 実質支配関係 居住者又は内国法人が外国法人の残余財産のおおむね全部を請求する権利を有している場合における当該居住者又は内国法人と当該外国法人との間の関係その他の政令で定める関係をいう。

六 部分対象外国関係会社 第三号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）をいう。

第四十条の四第二項に次の一号を加える。

七 外国金融子会社等 その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。）又は保険業を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの及びこれに準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社をいう。

第四十条の四第三項を次のように改める。

3 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社が前項第二号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係会社は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。

第四十条の四第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「保有する」を「有する場合(その者に係る第二項第一号ロに掲げる外国法人を通じて間接に有する場合を含む。)」及び当該外国信託との間に実質支配関係がある」に改め、「(第三項及び前三項を除く。)」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを削り、同条第六項中「特定外国子会社等」を「次に掲げる外国関係会社」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除く。)

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の三十未満である特定外国関係会社

第四十条の四第六項を同条第十一項とし、同条第五項中「前項」を「第六項及び第八項」に、「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に改め、「係る部分適用対象金額」の下に「（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融子会社等部分適用対象金額（前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「部分適用対象金額」の下に「又は金融子会社等部分適用対象金額」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「に係る収入金額として政令で定める金額が千万円」を「又は金融子会社等部分適用対象金額が二千万円」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

第四十条の四第五項を同条第十項とし、同条第四項中「係る特定外国子会社等」を「係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」に、「前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事

業を除く。)の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。)を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額(次項において「部分適用対象金額」という。)のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して」を「、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(以下この項において「特定所得の金額」という。)を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して」に改め、「当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。」を削り、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 剰余金の配当等(第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項第二号に規定する金銭の分配を含む。以下この号及び第十一号イにおいて同じ。)の額(当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合

が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額（当該他の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）をいう。以下この号及び第十一号口において同じ。）の額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。）でその本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額

を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第四十条の四第四項第四号中「株式等の譲渡（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他政令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を「有価証券の譲渡」に、「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「百分の十に満たない」を「百分の二十五以上である」に、「額に限る」を「額を除く」に、「当該株式等」を「当該有価証券」に、「控除した残額」を「減算した金額」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五 デリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。）に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティ

ブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（その行う事業（政令で定める取引を行う事業を除く。）に係る業務の通常過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。）

七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲

げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

第四十条の四第四項に次の四号を加える。

- 八 固定資産（法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいい、政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）の貸付けによる対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額並びにその本店所在地国においてその役員又は使用人が固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

- 九 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの